

各区地域自立支援協議会から報告のあった 市の施策として取り組むべき課題について

令和 7 年度 第 1 回 市 地 域 自 立 支 援 協 議 会

令和6年度までに検討・取組を進めた課題

各区地域自立支援協議会から報告のあった「市の施策として取り組むべき課題」について、「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」の5つの課題を重点的に検討・取り組むこととし、令和6年度までに次のとおり進めてきました。

類 型	課 題	取 組
相談支援体制	・相談支援専門員一人事業所が多いため、対応件数を増やすことができず、安定した運営ができない。 ・事業所、相談員が不足していて、セルフプランへせざるを得ない場合がある。	相談支援体制の充実を図るため、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化に向けて次の取組を実施 ・複数事業所が協働で体制を確保することで地域生活支援拠点等として登録できるよう要綱を改正（R6.4～） ・相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施 ・相談支援専門員を増やすための取組として、相談支援従事者研修について、事前に相談支援事業所に対して推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を実施 ・主任相談支援専門員の配置を指定特定相談支援事業所に拡大（R5～） ・令和6年度の報酬改定の概要について、相談系サービスに係る内容を取りまとめて事業所へ周知（R6.4）
ケース会議	・当事者の同意が無いと必要な個人情報の共有ができず、ケース会議が開催できない。	・各区の地域自立支援協議会設置要綱に守秘義務の規定を追加（R6.4～） ・区担当者と基幹Cとで、個別事例の検討についてグループワークや情報交換を実施（R6.6）
関係機関との連携 (65歳移行時の課題)	・セルフプランの方が介護保険と障がい福祉サービスの併用等に対応できない ・ケアマネジャーが介護保険と障がい福祉サービスの併用等を十分に理解していない	・セルフプランの方へ、更新勧奨時に計画相談支援の案内を送付し、継続的な利用促進の取組を実施（R7.4～） ・ケアマネジャー、相談支援専門員双方の理解を深め、連携促進・充実を図るため、集団指導や市HP（R6.12～）での周知・啓発

令和 7 年度に検討・取組を進める課題

「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携（65歳移行時の課題）」については一定取組が進んだことから、今後は動向を注視していくこととし、令和7年度からは、引き続き「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」について、重点的に検討・取組を進めていきます。

また、「関係機関との連携」における検討項目については、令和7年度に報告のあった課題の内容を踏まえ、「触法ケースの地域移行」を追加します。

類 型		課 題	備 考 (R7No.)
関係機関との連携	18歳移行時の課題	・児童サービスを利用していた人が18歳になり成人のサービスを利用する際、これまでセルフプランを利用していた人は、18歳になるまでに成人のサービスについて十分に知る機会がなかったり、児童サービスと成人のサービスとの橋渡し役がいなかったり、一貫した支援にならないことがある。	継続
	障がい児支援における連携	・教員の障がい理解や福祉サービスへの理解が不足しており、その結果、悩んでいる教員も多い。 ・教育機関と連携する際には、児童を通じて面識のある教員と個別に連携しており、組織間での連携基盤が整っていない。 ・普通学校への入学を希望しても、検討するにあたり、学校側での支援内容や支援体制等の情報が不足している。	継続 + No. 1
	災害時に備えた連携	・近年、想定を超える自然災害が多発している中で、避難行動要支援者の個別避難計画の策定も各区において進めているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が十分に取れておらず、実際の災害時に対応困難となることが予想される。 ・高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだまだできていない。	継続 + No. 2
	触法ケースの地域移行	・矯正施設等からの地域移行に際して、本人情報の提供もない中、短期間での対応が必要な場合がある。	No. 3
虐待対応		・障がい者虐待について、法における「養護者」の定義が曖昧で狭く捉えられることがあることから、法に基づく虐待の調査がなされていない事例が発生しており、区や支援機関との連携にも支障が生じている。 ・年々増加する障がい者虐待について、各区や担当者によって対応や解釈が異なり、虐待対応スキーム通りに動けていないことがある。	継続 + No. 4
重度障がい者への支援		・グループホームの数は増加しているが、強度行動障がいなど支援が多く必要な障がい者の受け入れは進んでいない。 ・親亡き後ではなく、親が元気なうちに、安心して地域生活を送れるよう仕組みづくり（支援者の確保や社会資源の創出など）が必要である。	継続 + No. 5

関係機関との連携（18歳移行時の課題について）

【課題】

- ・ これまで放課後等デイサービスなどを利用している児童について、18歳移行時には、サービス体系が大きく変化する。
- ・ ライフステージが変化するこのタイミングにおいて、例えば、生活介護や就労継続支援、グループホームなど、各種サービスをスムーズに受けることができるようにする必要がある。



取組 1

セルフプランの児童を対象に、通所サービス利用計画の作成等を通じて、障がい児相談支援とつながる関係を構築し、18歳移行時にも引き続き計画相談の利用を促進する。

- 実施時期：令和7年5月から実施
- 実施内容：本市ホームページに掲載している障がい児相談支援の制度案内チラシを、15歳以降のサービス利用者の更新手続き時に封入。
また、同チラシに、18歳になると利用できるサービスについての案内を補足し、障がい福祉サービスの周知を図る。

取組 2

進学や就労、くらしに関わるライフステージの変化を踏まえ、18歳になると利用可能なサービスをわかりやすく掲載したパンフレットを作成し、対象児童や家族をはじめ、関係機関などに広く周知する。

- 実施時期：令和7年度中（予定）
- 実施内容：18歳以降に利用可能なサービス周知用パンフレットを作成し、本市ホームページに掲載する等、広報に活用。

こんなふうに悩んだことはありませんか？

うちの子はどんな
サービスが使えるのかな？
どんな事業所があるのかな？

利用しているサービスが
うちの子に合っているのか
よくわからないな…

サービスを利用するのに
計画が必要なの？誰かつ
くってくれないかな…

利用している事業所に、
直接お願いしづらいこと
がある…

障がい児相談支援事業所に
ご相談ください！！

- ・どんなサービスが利用できるか、知っていますか？
- ・事業所選別に困った経験はありませんか？
- ・お子さんに必要なサービスは利用できていますか？
- ・利用している事業所との連絡調整、大変じゃないですか？

◇ 障がい児相談支援とは？

児童福祉法に定められた相談支援のためのサービスです。

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が、お子さまやそのご家族さまが療育等のサービスを受けるにあたっての希望や困りごとなどをお聞きし（アセスメント）、お子さまに合ったサービスや、困りごとに応じた支援を受けられるよう、サービスの利用計画（障がい児支援利用計画）を作成します。また、計画の作成後も、定期的にサービスの利用状況等を確認（モニタリング）し、必要に応じて計画の見直しを行います。

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用する場合、原則として障がい児相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画が必要です。

☆ 障がい児相談支援を利用すると. . .

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が. . .

- ・ お子さまの困りごとや保護者さまのニーズに応じ、必要なサービスの利用計画を作成します
- ・ 現状のサービスが合っているか、年齢や発達に応じて、定期的・客観的にサービスを検討します
- ・ 計画に基づいたサービスの提供になるよう、利用している事業所との連絡調整等を行います

お子さまや保護者さま、ご家族さまは. . .

- ・ お子さまに合ったサービスや事業所について相談できます
- ・ セルフプランを作る必要はありません
- ・ 障がい児相談支援の利用にあたり、自己負担額はありせん

☆ 利用するには？

お住まいの区保健福祉センターが窓口です。

障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の

新規申請、更新申請、変更申請の時に、

「障がい児相談支援の利用」について、あわせてお申し出ください。

お問合せ先と大阪市ホームページ

ご不明な点があればお気軽にお尋ねください。

- ・ 制度に関するお問合せ：大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（06-6208-8076）
- ・ 利用の手続きに関するお問合せやご相談：お住まいの区保健福祉センター

制度の詳細や各区保健福祉センターの連絡先については、以下の大阪市ホームページでご確認ください。

● 大阪市 HP：障がいや疾患等のあるお子さまのための支援について

障がいや疾病等があるお子さまが利用できる各サービスの内容と、申請から利用までのおおまかな流れを掲載しています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html>



● 大阪市 HP：障がい福祉サービス等の利用について

18 歳になると利用できるサービスが広がります。障がい福祉サービスには、重度の障がいがあり、常に介護を要する方が居宅で支援を受けることができる「重度訪問介護」や日中活動の「生活介護」、居住の支援では「共同生活援助（グループホーム）」や就労の機会を提供する「就労継続支援」などのほか、「計画相談支援」「移動支援」「大学修学支援」「重度障がい者等就業支援」など様々なサービスがあります。各サービスの内容や対象となる方、申請から利用までのおおまかな流れを掲載しています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000613049.html>



● 大阪市 HP：福祉のあらし

障がいがある方とその家族の方々などのための制度や施設等を紹介した冊子です。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000147230.html>



取組

(新) 強度行動障がいへの対応 (1/2)

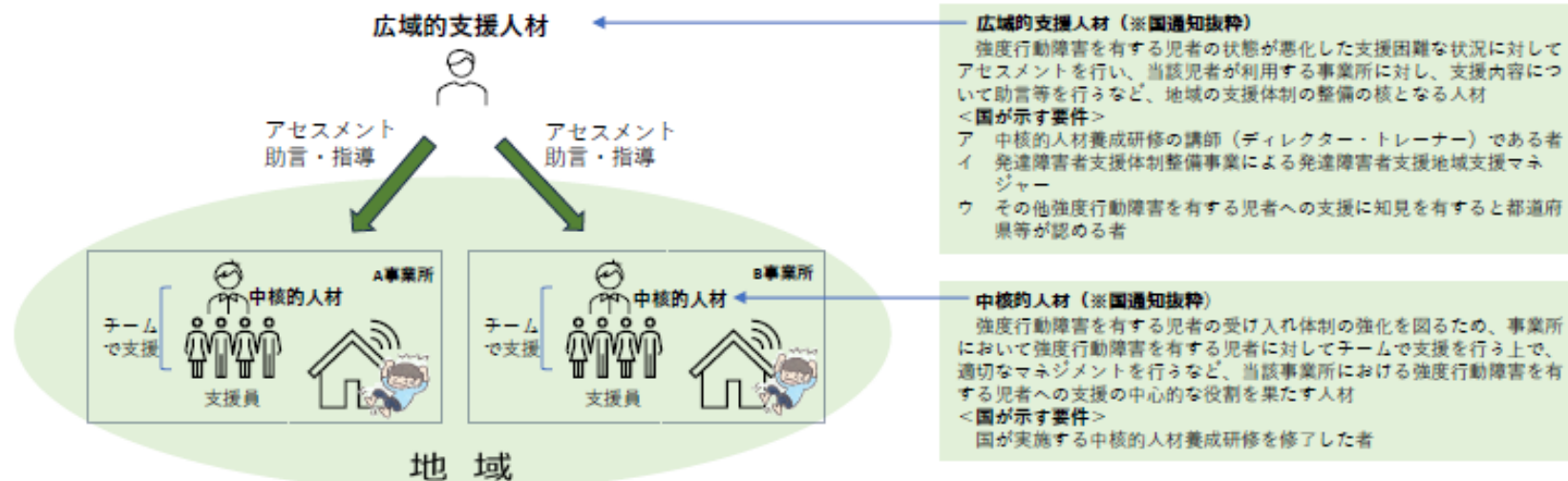
●「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について

令和7年度～

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障がいのある児者の状態の軽減を図ることを目的とした集中的支援(*)を評価する「集中的支援加算」が新たに創設されました。本市として集中的支援が実施できる体制を構築します。

* 集中的支援とは

状態が悪化した強度行動障がいのある利用者を支援する事業所等に対して、高度な専門性を有する「広域的支援人材」が集中的な訪問やアセスメントを通じて、有効な支援方法の整理や環境調整を進める支援



本市における集中的支援の実施にむけて

- ・「広域的支援人材」は＜国が示す要件＞に基づいて本市が選定
- ・障がい福祉サービス事業所に対し取組を周知

取組

(新) 強度行動障がいへの対応 (2/2)

●「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について

令和7年度～

強度行動障がいのある児者への支援については、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の事業者が強度行動障がいの特性や地域の支援ニーズ・支援の資源について、共通の理解や認識を持って連携して支援を行うことが必要。

本市における地域の支援ネットワークの構築にむけて

- ・区自立支援協議会を支援ネットワークの場として活用
- ・活動の中心を担う役割として中核的人材を位置づけ

中核的人材は国の養成研修を修了し、所属する事業所内においてチームで支援を行う上で適切なマネジメントを行うことができる人材であり、実践した支援内容や支援のノウハウを地域へ広げていくことを期待

支援ネットワークの構成：障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域生活支援拠点等、共同生活援助事業所、生活介護事業所 等

区自立支援協議会で行う取組（例）

集中的支援の実施状況の情報共有

強度行動障がいのある児者の支援において事業者間で連携した事例の情報共有

中核的人材所属事業所については、支援体制の充実に向けて

地域生活支援拠点等へも登録

個別事例への対応

- ・緊急時の相談や受入、対応
- ・地域移行支援や親元からの自立等に当たっての体験の機会や場の提供

支援ネットワークの構築

- ・地域における連携体制の構築や専門的人材の確保・育成

取組の進め方

これらの取組の中心となる 広域的支援人材 と 中核的人材 について、現時点で国の示す要件を満たしている人材は少数

国が示す要件を満たし本市の事業所に在籍している人材 広域的支援人材 2名 / 中核的人材 1名

そのため、限定的な実施となることから、一部の区においてモデル実施を検討してまいります。

強度行動障がいへの対応にかかる事業者の対応力向上

- ・区地域自立支援協議会を支援ネットワークの場として活用、活動の中心を担う役割として中核的人材を位置づけ
- ・中核的人材所属事業所の地域生活支援拠点等への登録
- ・区地域自立支援協議会へ参画し、ネットワーク構築や人材の確保・育成

具体的な取組

- 令和7年度より指定都市にも研修受講対象が拡充されたため、集中的支援体制の構築に向けて、中核的人材確保のため、市内事業所より2名を推薦。
- 西区地域自立支援協議会での取組
 - ・中核的人材養成研修修了者による強度行動障がいをテーマとした研修会を実施（参加者49名）
 - ・受講者アンケートでは、「グループワークで他出席者と意見交換ができたことが貴重だった」「強度行動障がいについての理解を深めることができた」「他事業所との連携の重要性を感じた」といった意見があった。
 - ・区内事業所から要望があり、年内に児童系の事業所を対象として、同様の研修を実施予定



令和7年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【市地域自立支援協議会で検討する課題】

《関係機関との連携（障がい児支援における連携）》

No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
1	地域の小中学校における障がい児の受け入れについて	障がいのある児童が小中学校進学時に普通学校への入学を希望する場合、学校での受け入れ対応については個々に学校と相談することとされているが、学校側での支援内容や支援体制等の情報が不足しており、本人・保護者、本人に関わる相談支援事業所も実際に進学できるかどうかわからず不安になってしまう。	普通学校への入学を希望する障がい児・保護者は、前年度から各学校に対して就学相談ができることにはなっているが、希望する学校において、これまでどのような障がい種別でどのような支援が実際に行われているのか、また各学校に配置されている特別支援教育サポーターによる支援内容、支援体制等も含め、本人・保護者ならびに本人に関わる相談支援事業所への情報提供が不足しており、結果的に保護者や支援者が「支援学校を選択するしかないか」と思い込んでしまわれる場合がある。 特に支援が多く必要な重度障がいのあるケース等では、本人・保護者・支援者を不安にさせることなく安心して入学できるよう、支援内容や支援体制に関する丁寧な情報提供や、合理的配慮の積極的な検討が必要である。	障がい児の入学の受け入れについては、各学校と市教育委員会のインクルーシブ教育推進担当が対応するとされているため、区の福祉担当は関与できていない。	小中学校の就学前の障がい児に対して、入学を希望する学校と早い段階から相談できるよう、案内周知するとともに、入学希望校との相談時に、本人・保護者ならびに本人の支援に関わる相談支援事業所に対して、当該校のこれまでの障がい児の受け入れ状況、支援内容や支援体制について、特別支援教育サポーターの取り組みも含めて丁寧に情報提供して頂きたい。 またその障がい児の入学に際して、どのような支援や配慮が必要となるか丁寧に聴き取り、提供可能な合理的配慮の内容について、建設的な対話を積み重ねて合意を形成頂きたい。また必要に応じて、学校だけでなく市教委インクルーシブ教育推進担当や福祉部局も連携して相談に応じることができる仕組みを作り、周知頂きたい。	障がい種別・障がい特性の多様化、家庭事情の複雑化が進んでいる昨今において、個々の支援内容、支援体制づくりにおいて、学校、市教委、福祉部局が連携して取り組んでいくことができる、市としての明確な仕組み、支援体制づくりがより必要となっているため。	住吉区

《関係機関との連携（災害時に備えた連携）》

No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
2	地域との連携等に向けた具体的対応事例の提示について	行政からの通知文等について、地域でどのように動いていけばよいのか分かりにくい場合がある。 【例】 ・個別避難計画作成への協力依頼（地域福祉課）	防災における地域との連携や連携推進会議において地域での検討課題となるが、地域とのつながりが希薄化している地域もあり、町会、地域活動協議会等との関わりに難しさを感じる事業所もある。	地域自立支援協議会に参加している事業所においては、意見交換等を実施している。	地域自立支援協議会や地域での検討課題等において、通知文だけでなく具体例等も合わせて通知してもらいたい。	市としてどう取り組みをしていくかがより明確となるため、具体的な対応例等を示す必要があると考える。	淀川区

《関係機関との連携（触法ケースの地域移行）》

No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
3	触法ケースの地域移行を進める仕組みづくり	基幹相談支援センターでは、その委託業務内容に触法ケースの地域移行の支援が盛り込まれたが、検察や矯正施設からは移行に際して本人情報の提供もなく、いきなり地域移行の支援や受入れ対応を求められることが相次いでいる。また、触法ケースの地域移行では、矯正施設からの出所等に際して、急いで様々な支援の構築が求められるが、基幹相談センターだけで短期間で全てに対応することは到底困難である。	検察や矯正施設から本人の生育歴や経過等に関する情報がほとんど提供されない中、基幹相談センターでは初対面の利用者に対して再犯を防ぐためにどのような支援が必要か、どのような支援体制を構築すればよいか、検討に苦慮しており、ヘルパー等連携してもらう事業所に対しても支援方針を示すことが難しい。 また触法ケースでは、手帳や区分の更新、福祉サービスの利用、生活保護費の支給が切れている場合も多いが、移行時から直ちにそれらの利用が再開できるように短期間で準備しなければならず、基幹センターや地域定着支援センターだけで対応することは困難である。	区において法定ケース会議を活用して各サービス担当者も集まって頂いて検討したが、区の担当によって対応に温度差があり、本人の地域移行後での生活に支障が生じた。また他区では逮捕事例や触法ケースについては対応を忌避されるなど連携してもらえないこともあった。	大阪府や堺市とも連携し、地域移行に際して検察や矯正施設等から、本人の生育歴や触法行為に至った経過・背景、障がい特性、再犯防止のために地域生活で必要となる支援のポイント等の情報が提供されるよう、アセスメントシートを作成し、確実に情報提供される仕組みを整備頂きたい。 触法の移行ケースでは手帳や区分の更新、福祉サービスや医療の利用、保護費の支給等の事務手続きについては、区で行うべく、どの担当も前向きに連携して対応するよう仕組みを明確化し、基幹センターや地域定着支援センターでは、矯正施設等とのやりとりや、本人の福祉サービス利用に向けて各事業所との支援体制の構築、支援方針の共有に専念できるよう、市として各機関の役割分担を明確化し、全区に周知徹底頂きたい。	今年6月からの刑法等の改正により懲役・禁固刑から拘禁刑に代わり、従来の懲罰的な処遇から支援的な処遇が目指され、再犯防止に向けて福祉との連携が一層求められているが、まだまだ法務と福祉の連携の仕組みは整備されておらず、個々のケースでの関係機関の連携がうまくいかない状態が続いていることから、市で連携の仕組みを明確化し整備頂きたい。	住吉区

令和7年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【市地域自立支援協議会で検討する課題】

《虐待対応》

No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
4	障害者虐待防止の強化と行政の連携改善	市の虐待相談窓口（運営指導課）へ通報しても、担当者によっては「通報か相談か」を通報者に判断させるケースがある。また、不正受給や心理的虐待の事案を通報しても、窓口では本人と事業所との関係悪化を懸念し、適切な対応がなされないケースがある。 さらに、通報後の対応状況が不透明であり、次の支援をどのように進めればよいか判断が難しい。また、事業所の再発防止や意識啓発を進めたいが、必要な情報が不足している。 虐待の判断・認定に至らなかった場合における行政との連携が不十分であり、対応の統一性が求められる。	一部の福祉サービスにおいて、利用者に対する支援が適切に行われていないケースがある。具体的には、利用者の意向が十分に尊重されず、サービス提供が事業所の都合によって決定される状況が問題視されている。また、支援の質が低く、必要なサポートが提供されていない場合、利用者の生活に影響を与えることになる。こうした不適切な支援は、福祉サービスの本来の目的を損なう要因となり、改善が求められている。	区が苦情を受けた際、必要に応じて内容の聴き取りを行い、整理した上で情報を局に伝える。	虐待の疑いについての連絡を受けた際は、通報者に「通報か相談か」を判断させるのではなく、「原則通報」として受理し、通報内容を十分に聴取する必要がある。 また、市のホームページ等を活用し、対応事例集等を掲載する等事業所の再発防止や意識啓発を行ってはどうか。	虐待の疑いに関する連絡内容については、通報の取扱や事実確認、虐待判断や対応のあり方について、担当者によって見解や受理対応に差が生じないよう、市で考え方を整理し統一することが必要である。	生野区

《重度障がい者への対応》

No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
5	施設入所待機者の解消に向けた仕組みづくり	知的障害等重度な障害があって施設入所を待機していたり、将来は施設入所しか考えられないと思っておられる本人と親の世帯もまだまだ多く、地域生活を続けていくことに不安を抱えながら暮らしておられる。親亡き後ではなく、親が元気なうちに、安心して地域生活を送れるよう制度・サービスの拡充、支援者の確保・育成、社会資源の創出等仕組みづくりが必要である。	重度の障害があって、施設入所を希望している待機者（大阪府下で約1,000人）や、将来は施設入所しか考えられないと思っておられる親も多く、それを解消するための地域社会資源（重度者を支援できるGH、長時間に対応できる介助者等）が足りないことも相まって、親や本人も高齢化し切羽詰まっている世帯がまだまだ多い状況である。	区自立支援協議会および各部会でも様々に取組みを行っているが、親だけが障害ある本人の生活を支えざるを得ない状況になっている世帯（支援やサービスに繋がっていないかったり、親が支えなければ本人の生活が立ち行かない状況）がまだまだある。	・大阪府地域生活促進アセスメント事業の大阪市で活用する仕組みを早々に構築し、施設入所待機者に急ぎかつ丁寧にアセスメントしていくこと。 ・どんな支援があれば親がかりでなく地域で生活していけるか分析し、制度サービスの充実、地域の社会資源として重度障害者を受け入れることが出来るGHや、支援者人材の確保、重度訪問介護が知的障害ある方たちももっと活用できるようにしていくこと。 ・大規模災害時に備えて平時から、重度障害者が地域で過ごせるよう、地域への障害啓発を障害福祉行政の役割としても積極的に行っていくこと。	市の施策として、重度障害者が親がかりでなく地域で生活し続けられる仕組みづくりが早急に必要であるため。	都島区

令和7年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
障がい児支援	6	「児童計画相談支援事業」の質量の拡大について	児童計画相談支援事業所・相談員の不足と専門職としての質的向上	城東区における児童計画相談支援の事業所数は27か所（R7年3月現在）となっているがほとんど受け入れを行えておらず、計画相談の利用率は25%といった状況にある。 大阪市全域でも50%で、児童計画相談利用希望者に対し、その要望に十分にこたえられていない状況にある。また、計画相談がついている方からも、ほとんど支援を受けることがないなどその支援内容に不満が多くあがっている現状にある。	城東区として自立支援協議会の相談支援部会や児童部会で協議し、共通の課題として共有してきた。児童部会では、児童デイの情報がみつけれやすいように「デイドコ」を作成、HPに掲載。また、SNSから相談を受け、紹介につながる工夫を行っているところ。 基幹相談支援センターとして関係機関（相談支援・こども相談センター・区子育て（こサポ、家児相）・区保健・学校・医療機関など）との事例を通じたネットワークづくりをすすめている。	- 事例検討会や相談として具体的な動きがわかる研修会の開催 - 協議会児童部会に対する援助 - 行政機関（こ相・区）からの情報提供・交流会のよびかけ - 特に保育園・小中学校との連携組織づくり	モニタリング期間のこまやかな設定と報酬単価の引き上げ	城東区
	7	障がいがあり、かつ生活困窮や外国籍など複合的な課題がある子どもへの支援について	表題の子どもたちに対し、成長の土台作りの早期に対人関係づくりや理解、認知のサポートがあればその後の困難が軽減されると感じるが、支援がない状態である。特別支援サポーターなどの制度があっても従事できる専門職がいなくて使われていない。外国籍の子どもは地域で使える資源が少なく、地域の支援機関へのサポートがあればもっと活用できると感じる。国の「児童育成支援拠点事業」や「子ども若者支援地域協議会」など子どもや若者に使える制度はあるのに大阪市では実施されていない。	- 住之江区内の小学校で特別支援サポーターを活用できていない学校がある。担い手がいらない。活用できていても障がい福祉の専門職ではなく、学校教員も障害の理解が個々によって違うため、障がい児に適切な関わりが難しい状況がある。また保護者対応など教員の多忙が要因となり現状の改善が難しい様子が見られる。 - 外国籍の児童が増えるにつれて障がいのある児童も増えている。言語、文化の違いに加え虐待、障がいと重なるため支援の難易度が高く、放課後等デイやショートステイでの対応が難しい。まずは通訳が必要。 - 国の「児童育成支援拠点事業」や「子ども若者支援地域協議会」など子どもや若者に使える制度はあるのに大阪市では実施されていない。	- 特別支援サポーターとして地域の障がい福祉従事者が兼務できる仕組みを模索しているが、非常勤職員しか兼務できないため難しい。 - 子ども部会で小学校と現状を共有できる機会をつくったり、事例検討を一緒に行える機会をつくっている。	- 放課後等デイのサビ管や管理者の業務として学校での兼務を少しでも認めてもらえないか。 - 状況が難しくてもデイや障がい児相談の非常勤職員が兼務する動きを市としても推進できないか	一つの区で取り組むことは難しく、市全域の課題と考えるため	住之江区
	8	18歳を迎える子の区分認定調査にかかる適宜申請の案内について	認定申請手続きの案内（誕生日の3か月前より）前であっても、卒業後の進路の決定のために障がい支援区分認定調査を希望する場合には適時申請が可能だが、他区で申請を受け付けてもらえなかったケースがあった。 本ケースの原因は、区・局担当者の認識不足だが、そもそもの問題は「18歳到達月の3か月前の認定申請手続きの案内文書を受理していない保護者からも（前倒しで）適宜申請を受理できること」を福祉局として24区役所や保護者へ周知していない点である。 （前倒しで）申請できないと思い込み、案内文書の送付を待っている保護者・児童は卒業後の進路をなかなか決められないという不利益を被っている。	令和6年度 18歳を迎える子の区分認定調査にかかる申請案内件数：47件	東住吉区地域自立支援協議会（本会議）の委員である府立東住吉支援学校准校長にも当該課題を共有し、児童・保護者が不利益を被らないよう連携している。	認定申請手続きの案内（誕生日の3か月前より）前であっても、卒業後の進路の決定のために障がい支援区分認定調査を希望する場合には適時申請が可能であることを保護者・児童へきちんと周知すべきである。	市全体で取り組むべき課題であるため。	東住吉区
多言語対応	9	外国にルーツを持つ障害児、保護者の発達支援について	- 区内において、外国にルーツを持つ障害児の方の利用申し込みが増加傾向にある。国籍が多岐に渡り通訳者、翻訳者の確保ができず、特性としてもコミュニケーションが難しい児童に対して正確な子どもの発達の評価が難しい。親への配慮も文化の違いもありコミュニケーションの壁が生じている。また、言葉だけでなく書類等の理解も難しい。 - 保護者にも障害があり言葉の難しさだけではない場合もありより子どもの支援が難しくなっている。	- 翻訳アプリを利用しているケースがほとんどだが、発達特性まで理解した対応は難しい。生活の文化も違うことで子どもたち同士での集団生活でも影響が大きく、対応の配慮に追われている。言語の問題に加えて発達特性がある中での正確な発達評価を行うことは専門家も非常に難しく頭を抱えており制度や契約を理解しないままに進んでいきトラブルがあった時にはどうするのか支援者として不安がある。 - 保護者が生活困窮であったり、シングルであったり、障害があったりと生きづらさを抱えている場合、「子どもに対する適切な支援」ということが難しく非常に時間も必要。	速やかに支援に繋ぐことが難しかったり、意思決定の理念の中で実務に関わる者に過重な負担がかかっている。 行政の窓口対応でもサービスの説明等にも困難が生じている。翻訳アプリを利用しているケースがほとんど。	現状の把握に努め、他の自治体との事例の共有や研修の充実。障害福祉の理解のある通訳者、翻訳者の養成と確保。 区内にある各国のコミュニティーなどに通訳等のお願いをするなど、地域での対応ができるよう協力関係を築ける方法を構築する。	今後も増加傾向にあり市として実態の把握と対策案を検討する必要がある、日増しに増え続けている外国人の対応をどうするかは福祉領域だけの課題ではないと考えるため。	都島区

令和 7 年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
多言語対応	10	外国籍（日本語対応不可）の児童へのサポートについて	外国籍の子供の通所が増えているが、日本語への対応が可能な児童が大半である。 日本語対応が不可の児童が通所しているケースは少なく、区役所から各施設につなぐことが難しい状態であると考えられる。	英語対応可能な施設は少なく、日本語を教えることに人員を割くことができる施設は少ない。	翻訳アプリなどを活用して対応しても、専門用語に対応しきれない。また、文化や生活習慣の違いによる対応の難しさもある。	5 領域プログラムの公表が義務付けられたが、英語対応可能かも公表することが望ましい。	日本語対応不可の児童の多くは、両親が日本語への対応ができておらず、コミュニケーションをとることが保護者を含めて難しい。 保護者へのサポートを含めると、現状の枠組みでは対応しきれない部分が多くあり、児童・保護者を含めたサポートが必要。	淀川区
ひきこもり支援	11	ひきこもり状態にある人に対する障がい福祉サービス等の周知強化	支援を必要とする障がい者に、障がい福祉サービスなど支援に関する情報が届いていない。	就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型、自立訓練など社会とつながるために利用できる制度は整備されてきたが、その情報をひきこもり状態のある方に届けることができない。 また、ひきこもり状態にある方が「自分がひきこもり」と気付いていないこともあり、自ら支援を求める声を発することができず、適切な支援へとつなぐことが難しくなっている。	地域住民や支援関係機関等からの相談により把握できた事例については、課題に応じ障害者総合支援法にもとづく協議や「つながる場」における会議等により関係機関との情報連携を行っている。また、総合的な相談支援体制の充実事業における連携強化会議「夢ちゃんワンチーム」において、相談支援機関がアウトリーチ等で課題把握し適切な支援につなげられるよう「相談チェックシート」を作成し、ひきこもりにより支援拒否に至っているケースについても相談につながるよう活用を進めている。 ただし、ひきこもり状態にある方の人数や、そのうち適切な支援につながっている割合など、ひきこもり状態にある人への支援状況の実態が把握できていない。	区内に何名ひきこもり状態にある人がいて、どのようなニーズや支援ができるのかを検討し、把握する必要がある。希望に応じた支援につながるために、広報誌やHP を利用し障害福祉サービス等の情報発信を行う。 普通学校等に通われている方にも障がい福祉サービス等があることを周知発信し、学校経由で支援を必要とする家族に伝わるようにする。	実態把握については一行政区の取組みとしては難しく、市の施策として実施していただきたい。	淀川区
見守り支援	12	セルフネグレクト状態にある障がい者への緊急対応	セルフネグレクトは障がい者虐待防止法における虐待認定ができないため緊急性が危惧されるケースであっても介入が難しく問題が長期化する傾向にある。特に精神疾患や障がい特性などにより適切な判断能力が発揮できず支援を拒み続けた結果、支援に繋がらないまま緊急性が高まり命を落とされるケースもある。 また、セルフネグレクトに対しての緊急性を判断するのが誰かも不明確であり、入院などが必要なケースであっても本人が拒んだり、措置の対象とならず衰弱状態に陥る要因となっている。	潜在的な課題を抱えつつセルフネグレクトにより地域から孤立している障がい者については障がい者基幹相談支援センターや見守り相談室などの委託系相談機関が中心となり粘り強く関わりを続けていくことで関係性を構築し支援に繋げていくことが多い。そのため支援に繋がるまでに長い期間を要することも珍しくない。 しかし緊急性のあるケースについては時間をかけることが命の危険に繋がることもあるため、措置入院や医療保護入院など公的権限による保護を行わなければ助けられないケースも存在する。 実際、2025年度においてセルフネグレクトにより地域から孤立したケースを地域自立支援協議会における法定会議で取り上げたが、衰弱する本人に対して緊急性を伝えつつも法的根拠がないことを理由に措置による保護は実施できず、本人は支援を拒み続けたまま命を落とされる結果となった。 セルフネグレクトは法的に虐待には含まれないため行政による事実確認や緊急性の判断も行う根拠はなく、区の裁量にゆだねられているのが現状であり、担当者の考え方によって対応にばらつきも生じている。	地域自立支援協議会における法定会議やつながる場の開催により支援方針の検討や多職種連携の機会としている。また、精神疾患の疑いがあるケースについては区の保健師が支援者と同行訪問を行い健康状態や医療の必要性確認を行っている。	セルフネグレクト支援に対して、緊急対応が必要かの判断ができる仕組み（フローチャート）を明確にしていきたい。 医療に繋がっておらずセルフネグレクトにより生命の危険性が危惧されるケースについては、精神科などの専門医が公費負担により実態把握の為に訪問し、行政とともに緊急性と措置の必要性について判断する仕組み・制度を創設していただきたい。	セルフネグレクトは発見が遅れることで命を脅かす危険性がありつつも虐待防止法の範囲には含まれず、地域で支えていくことが求められるため行政と地域で役割を明確にしておくことが必要になる。 国による法的な位置づけがない以上、市としてのセルフネグレクトに対して、区の対応がスムーズに実施できる支援指針を明確にしていいただく必要があると考える。	淀川区
災害等対応	13	福祉避難所の充実	大規模災害時に障害児者が避難所に行けず、倒壊しかけの自宅や車中泊で過ごしている状況は今なお続いている。障害児者も安心して過ごせる福祉避難所の充実をもっと図るべきである。	現状の指定避難所（地域の学校等）では、障害児者にとってのバリアフリーや支援体制が整っていないため避難できず、福祉避難所にも直接行けないため、倒壊しかけの自宅や車中泊で過ごしている。	当事者参画の地域防災訓練も試みてはいるが、区域でなかなか全体化されない。指定避難所のバリアフリー状況や支援体制が市民区民に情報提供されていない。	・指定避難所のバリアフリー状況、支援体制状況を当事者に情報提供する。 ・福祉避難所の拡充（一定数から増えていない現状も踏まえ、福祉サービス事業所以外にカラオケ店等にも拡充する） ・福祉避難所に直接避難できるようにする。 ・個別避難計画も活用した当事者参画の地域防災訓練を市域全体で実施する。それを市の地域防災計画にも盛り込む。	区によるバラつきがなく、市域全体で充実させていく必要があるため。	都島区

令和 7 年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
社会資源	14	24時間体制の中で相談支援事業所が求められているものは何なのか	地域定着や地域生活拠点等相談支援事業者に対する24時間体制が求められているがその具体的な内容はどのようなものになっているのか不明瞭である。	訪問看護から電話がかかってきて、訪問看護は救急車には乗れない、今から救急車がくるので同乗してほしいと言われる。（昼夜問わず依頼がある） 病院での手続きで医師より同意を含め早急な対応を求められるなど、医療現場での対応をどこが行うべきなのか、判断に迷うことが増えている。また、いわゆるゴミ屋敷問題、引っ越し作業など生活面での支援を求められる場面も多く、現状では基幹や相談支援事業所が働きかけ協力の範疇で対応していることも多い。こういった場面でできること、できないことはどこが決めるのかが不明瞭であり、各関係機関でも認識に相違がある。	相談支援事業所はなんでもしてくれるところという他機関やご家族のイメージがあるため、その都度相談支援事業所とは何か、利用調整が基本であり、できること、できないことがあることなどを丁寧に説明し、理解を得るよう努めている。	区や関係機関での判断がある程度統一されるように判断基準を示す必要がある。また、関係機関や利用者自身、ご家族などにも理解されるよう分かりやすくしたものを出すなど周知することも必要である。	事業所へ過度な負担がかかることを無くスムーズに支援が出来るよう一定の判断基準を示す必要があると考えるため。	都島区
	15	福祉サービス事業者における支援者の人材不足について	慢性的に人材が不足しており、特に若い働き手が少なくなかなか定着しない。	定着しない原因に給与等の低さがあると考えられる。また、基本単価だけでは運営を維持継続することが難しいものの、加算を取るとなると負担が増えるといった矛盾した実情がある。	人材不足解消に向けて、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	処遇改善のほか、介助者資格取得、介助者募集のための事業所の補助等、障がい者を支える人材確保策の検討が必要である。	報酬単価の低さや処遇改善加算が適用されないことで、支援の持続性が危ぶまれ、事業所の運営が困難になっている。 国や大阪府とも協議し、人材確保や処遇改善を検討する必要があると考える。	生野区
	16	福祉サービス事業者、特に移動支援の人材不足について	移動支援を希望する障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援を担う人材を増やすような取り組みの実施が必要	近年、港区では障がい福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護、特に移動支援事業の利用を希望する方に対し、区内の事業所や担い手が不足しています。近隣区の事業所に対して利用希望の調整をしても、移動時間の兼ね合いや人材不足により本来必要とする時間数を利用できていないケースが発生しています。	令和6年度港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会では、「移動支援のヘルパーとなるための研修を地域自立支援協議会で行うことができるのであれば、区内のヘルパー人材を増やすため、講師をしても良い」と複数名の有志から名乗りがありました。	まずは、移動支援を必要とする方が利用できるように、移動支援の資格取得のための研修を地域自立支援協議会で自主的に実施できるようにしてください。地域が人材を育てる後押しをしていただけるように是非ご検討ください。 また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつながる取り組みを検討してください。	障害福祉サービス、中でも移動支援のヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響がでることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、区内で地域自立支援協議会が行う自主的な研修等で資格が取得できるような制度の構築が必要であると考えるため。	港区
	17	移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない	移動支援事業所は、報酬単価が極めて低く、処遇改善加算が適用されないため事業所運営が困難な状況にあり、介助者の確保が難しく、派遣調整に支障をきたしている。 また、利用者のニーズに対応できる長時間利用や休日の派遣調整が難しく、結果として社会参加や余暇活動の機会が制限され、現在の制度が社会参加を阻害する要因となっていると思われる。	報酬単価（1,900円）が他の介護報酬と比較して低いだけでなく、利用対象について、身体障害者の肢体不自由に関する条件が狭いことや、入所中の知的障がい者が対象外となっている等、十分な支援を受けられないケースがある。加えて、児童に対する支援時間数が少なく、適切なサポートを受けることが困難な状況が続いている。移動支援の制度全体の見直しや改善が求められている。	移動支援の制度全体の見直しや報酬単価の改善が必要であると考えるため、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	移動支援が十分に提供されることで、障害者は余暇活動や地域社会と社会参加が促進される。しかし、現行の制度では、その機会が十分に保障されていない。社会全体が障害者の生活を理解し、支援の必要性を認識することが重要であり、移動支援の充実によって、共生社会の実現が期待される。 移動支援は、障害者が日常生活を円滑に過ごすために不可欠なサービスである。特に、社会参加の機会を確保するためには、移動の自由が重要であり、こどもの時間を増やすなど制度の改善も含め、適切な支援が求められる。	報酬単価の低さや処遇改善加算が適用されないことで、支援の持続性が危ぶまれ、事業所の運営が困難になっている。結果として、介助者の確保ができない状況が発生し、利用者の社会参加の機会が制限されている。 国や大阪府とも協議し、移動支援の制度全体の見直しや処遇改善を検討する必要があると考える。	生野区
	18	移動支援の利用が難しくなっている問題について	障がい者児の移動支援について、移動支援の単価が低すぎることや、この間の福祉の人手不足、最賃アップの必要性等も相まって、移動支援事業所・ガイドヘルパーが減っており、新規利用者を受け入れてもらえる事業所が全く見つからない、既利用者も利用を維持・拡大することができない等、大変厳しい状況に陥っている。	移動支援は市町村地域生活支援事業であるため、他の個別給付である重度訪問介護、行動援護、同行援護との単価格差が拡大しており（処遇改善加算も移動支援は対象外）、移動支援事業の運営そのものが成り立たず、事業所の廃止・休止が相次ぎ、継続している事業所でも新規利用者の受入れや既利用者への派遣回数等の拡大は到底困難な状況となっており、このままでは移動支援サービスの提供基盤が維持できない。事業所・ヘルパー不足は深刻であり、8050問題や引きこもり状態の改善、施設や触法ケースの地域移行等で直ちに移動支援の利用が必要となるケースでも到底対応できない。	現時点において移動支援の利用が必要な相談があった際には、相談支援事業所では区域を越えて他区まで利用可能な事業所を探しているが、それでも見つからない。事業所が見つかるまでの間、やむを得ず相談支援事業所等で無償で対応し続けなければならない状況も生じており疲弊している。	福祉業界は全般的に担い手が不足している状況もあるが、それ以上に移動支援の単価が低すぎるのがヘルパー・事業所不足の状態に拍車をかけていることから、厳しい財政事情ではあるが移動支援のサービス基盤を守るために、来年度からの単価の大幅なアップをぜひとも検討願いたい。	移動支援は地域生活・社会参加を維持する上で必要不可欠なサービスであり、この事業所不足の問題は各区・各事業所の対応の工夫では到底乗り切れないため、本人の外出が制限され始めている状況を打開するために、市として早急に単価アップを検討して頂きたい。	住吉区

令和7年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
事業者指導 ・質の向上	19	就労系事業の課題	①在宅での業務内容と工賃15,000円の問題 ②同法人内での抱え込みの問題 ③就労Aと同法人内での一般雇用の問題 ④就労Aの短時間労働と社会保険の問題	①出勤退勤の確認をしない、仕事内容は植木の水やり、ぬり絵、文書を書き写すなど業務内容が単純作業のみであり、内容に関わらず工賃は15,000円支払われる。（生活保護の収入認定基礎控除内） ②同法人内の居宅介護事業所でヘルパーがサービスをしていないにも関わらず利用したことになっており、15000円本人へ支払われるケースがある。 ③就労Aと同法人内での一般雇用（A型からの一般就労といううたい文句で36ヶ月プロジェクトの中で本人をコロコロ動かす） ④就労Aで契約時には社会保険付きとなっているが実際に就労を開始すると短時間で社会保険はつかない。など、適正に就労継続事業所の役割が果たされておらず明らかに指導を要する実情が多く見られる。	あまりにも悪質と思われる所は市の運営指導課に電話をしている。しかし、運営指導課の電話が通じないため対応に苦慮している。	通報が適切に担当部署につながるよう早急に対策し、行政として通報で得た情報を元に適切に事業所へ指導を行っていた必要がある。	障害者を食い物にしている事業所の課題ではあるが、不適切な障がい福祉サービスを提供されている障がい当事者の意思決定がない状況は許されるものではないと考えるため。	都島区
	20	就労継続支援B型の事業実態の把握について	就労継続支援B型の事業所が増えており、ステップアップに結び付かない支援や質の低さを感じる。	就労継続支援B型の在宅ワークについて、作業内容が不透明であり、作業に見合っていない高めの工賃が発生しているケースがみられる。そのため、就労についての意欲が低下し、どうすれば楽をして工賃をもらえるかに気持ちが傾いてしまうことも見られている。又、支給決定が出ている場合、事業所が申請することにより在宅ワークへの変更が可能な為、相談支援専門員への連絡がない場合、居宅介護と重複しているケースがみられる。 また、セルフプランの受給者については、こうした現状の把握すら困難となっている。	計画相談がある受給者については、就労についてステップアップできるように、相談支援専門員等が事業所や本人に課題提起をしている。又、状況により相談員等から事業所や区役所、運営指導課等への相談をしている。	就労についてのステップアップしていけるよう、又個別の様々なニーズに沿った支援提供へとつながるように、在宅ワーク等についての実態を把握、集団指導の在り方を検討していく必要がある。	大阪市が就労継続支援B型の指定をしており、事業の実態については把握する必要があると考える。	淀川区
	21	就労継続支援B型の支援の質の向上	現在、区内の就労継続支援B型事業所の数は増加傾向にあり、利用者は自身の希望や適性に合った事業所を選択できる。しかし、不適切な運営や支援、不正受給に関する相談が増加しており、行政や関係機関による調査・対応が求められる。利用者が適切な支援を受けられるよう、事業所運営の透明性確保や連携強化が必要とされている。	一部の事業所では「他のB型事業所は利用できない」と誤った制限をされることがあり、また事業所の都合により、在宅支援の調整や利用日数・計画相談の変更が行われるなど不適切とも受け取られるケースが見られる。 在宅サービスの支給決定に関しては、事業所意見が付けられた申立書が必要となり、利用者が希望しても支援の透明性が確保されていない状況がある。 また、専門員の計画書（支援目標）との連携が不十分であり、利用者にとって先の目標が見えづらい環境になっている。	就労継続支援B型事業所の不適切な事業運営に関する通報を受けた際は、必要に応じて局へ連携する。	就労支援事業所と相談支援事業所との連携強化	就労継続支援B型事業所について実態把握を行い、適切な事業運営を行っていただくよう必要に応じて指導していただく必要がある。	生野区
	22	就労継続支援B型在宅利用の実態について	サービス利用者に在宅作業をさせない、あるいはごく簡単な作業を行わせ、月に15,000円を渡す（生活保護の収入認定にかからない程度の収入）本人支援にはなっていない就労継続支援B型事業所が見られる。 必要書類は整っているため行政的な手続きとして問題はないかもしれないが、B型ガイドラインに定める障がい者支援は到底実現できていないと考える。	実態が把握できない。	区の窓口で「在宅利用に係る申立書」を提出を求め、在宅でのサービス利用における支援効果等について確認している。 また、介護サービスを利用している65歳以上の人からB型利用の申請があった際は、事業者（計画相談や就労支援事業所）に対して、ケアマネと連携しているかを確認している。	セルフプランのあり方を再考し、在宅利用する場合は計画相談の利用を必須化するような仕組みの導入、また、福祉事業者の実態をもっと透明化できるよう、実態調査を強化するといった対策が求められる。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
	23	障がい者の雇用促進の実態について	企業が障がい者雇用率を上げるために自社の本来業務とはかけ離れた業務を外部に委託し、そこで障がい者を働かせるといったケースがある。また、一部の就労定着支援事業所では、当該事業所の隣室でサービス利用者が働き、「企業への就労定着を支援しています（雇用主は企業）」と謳っているケースもある。 障がい者の社会参加の側面を無視し、雇用率だけを上げようとする一部の企業のやり方に福祉サービス事業者が加担している事例ではないか。	実態が把握できない。	特になし	福祉事業者の実態をもっと透明化できるよう、実態調査を強化するなどの対策が求められる。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区

令和7年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
事業者指導 ・質の向上	24	障がいサービスの利用について	現在、障がいサービスの利用については障害者手帳の所持者、難病・精神通院医療を受けているものとなっている。その中で精神障がい者の場合、医師の診断書（主治医が記載し国際疾病分類ICD-10コード記載し、精神障がい者であることが確認できる内容）でも利用できることとなっている。これにより就労継続支援B型の利用者が急増し本来あるべき姿のサービス内容とは程遠い状況で障がいサービスの制度が悪質な貧困ビジネスとして利用されている。また、在宅利用により実際自宅で訓練しているかも把握できず、色塗りや植木の水やり、折り紙などの作業で訓練とは程遠い状況となっている。また、通所の場合も無料で食事を提供しご飯だけ食べてハンコだけ押して帰ってくるというケースも散見される。また、要介護4・5の高齢者にも就労継続支援B型を利用させている。ある程度の規制を設ける必要がある。	西成区では就労継続支援B型事業所 116件（R7.5.1現在） 毎月の訓練の新規件数 平均で120件 65歳以上の診断書のみの訓練等給付の新規件数の急増	新規申請時、業者が新規申請を行う場合は必ず本人自署の委任状の添付及び区役所での概況調査の実施 委任状の偽造が多いため概況調査写し交付時に本人からサインをもらうようにしている	新規申請時、精神障がい者の診断書のみでのサービス利用の制限や介護保険サービスとの整合性の確認をしていくこと。サービスの必要性を確認するためのアセスメント機能の充実やそのシステム作りが必要。	上記の内容を国に働きかけてほしい。大阪市独自の制度づくりでは診断書の統一（最低初診から6か月以上の受診で診断書を作成するよう等）。就労継続支援B型の在宅利用の見直し。	西成区
	25	外出時の交通機関利用における問題	乗車料金割引制度を利用する際、円滑に交通機関を利用できないと感じることが多い。	障がい者割引で切符を購入する際、駅員の対応が必要となる場合があるが、遠隔対応改札、無人改札が最近増えてきたため、円滑に利用することが困難である。	障がいサービスの利用上の課題を局に伝えるとともに、制度の正しい理解を図るための周知徹底を図る。	交通機関乗車料金割引証の利用にあたって、駅員の対応が必要とならないような仕組みに改善する等、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	交通機関乗車料金の割引等の種類、対象、利用方法に関する方策は、大阪市が各種交通機関と連携して策定する必要があると考える。	生野区
	26	視覚障がい者等の情報保障について	視覚障がい者がマイナンバーカードで病院を受診した際、顔認証付きカードリーダーの画面が見えにくいため困っている、という声が区地域自立支援協議会に届いている。 保険証の廃止などを伴うマイナンバーカードの利用促進は社会的に大きな制度変更であるため、視覚障がいをはじめ、さまざまな障がいを抱える方に十分な情報保障が求められる。	実態を把握していない。	各窓口において、視覚障がいをはじめ、さまざまな障がいを抱える方に対してわかりやすい説明、案内に努めている。	大阪市として引き続き、障がい者の差別解消に向け、「環境の整備」を行うよう努めるとともに、事業者に対しても「障害者差別解消法」の趣旨を啓発していく。	市全体で取り組むべき課題であるため。	東住吉区
差別・合理的配慮	27	合理的配慮に欠けるサービス変更にかかる対話の制度化について	近鉄電車の一部駅の無人化に伴い、「（無人化後は）無人駅での介助は連絡をいただいてから30分いただきます」という趣旨のビラが取扱い変更直前に駅周辺で配布されていた。車いすの利用者はスロープを置いてもらわないと乗車ができず、突然の取扱い変更に戸惑っている。 変更された後に（障がい者団体等が）サービス改善の申し入れをしていくには非常に労力がかかる。	R6.12.18 国交省を通じて区内の障がい者団体と近鉄電鉄が対話の場を設けた。	R6.12.13 東住吉区地域自立支援協議会全体会で弁護士を招聘し、『おしえて！改正障害者差別解消法～誰もが共に生きる社会の実現のために～』をテーマに「合理的配慮」とは何かについて区民向けの講演会を実施。	合理的配慮に欠ける変更について、変更が実施される前にサービス実施者と障がい者団体等との対話を義務化するなど、一定のルールを自治体で定め、障がいがある人たちの声を積極的に拾う仕組みを構築してほしい。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
	28	移動支援のサービス対象者について	移動支援の身体障がい者（児）の対象要件が厳しく利用しにくいものとなっている	移動支援の身体障がいにおける対象者は、重度訪問介護等の受給者とならないことを前提に、両上肢及び両下肢又は体幹のいずれにも重度の障がいを持つ肢体不自由1級の者とされており、知的障がいや精神障がいと比べ極端に幅の狭いものとなっている。このように高い基準の設定をされているため、例えば肢体不自由2級相当の方や学齢期の聴覚障害児等、移動支援を利用したい方たちが諦めざるを得ない状況となっている。	—	外出時に支援が必要な身体障がい者（児）において、本制度が利用できるよう、知的や精神障がいの方に使用されている聴き取り項目表等を参考に、必要性の有無が判断されるべきである。	本事業が障がい者、障がい児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう市町村が実施主体となって実施する地域生活支援事業であるため。	旭区

令和 7 年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
制度内容	29	日常生活用具給付事業 給付費限度額について	昨今の物価高騰の影響は日常生活用具の販売価格にも直結しており、半年に1度のペースで商品値上げがあるとの情報もあるなか、給付費の限度額は引き上げなくほぼ横ばいとなっており、費用負担の面で世帯の金銭的負担となっている。	日常生活用具対象用品の販売価格と給付費限度額の差額は開く一方で、必要性があっても費用負担が大きく購入に至らず、生活の質が下がるなどの事態が発生している。また費用に関しては、世帯の所得税額に応じての自己負担となるが「世帯」に扶養義務者を含むため、自己負担額に加え、給付限度額との差額の兼ね合いで世帯全体の金銭的負担増となるなどの状況がある。	ー	給付費の限度額設定については、日常生活用具対象用品の販売価格高騰に関して市場調査を行うなどで、値上げに見合う限度額となるように設定する必要があると考えます。また自己負担に関しては、「世帯」の範囲を見直し、扶養義務者を除くなどして家族等の金銭的負担をより軽減できるような事業にしていく必要があると考えます。	止まらぬ物価高騰は衣食住をはじめとして日常生活に大きな影響を与えています。生活の質の低下を防ぎ、日常生活の便宜を図るに値する事業として機能するように限度額や費用負担の見直しが必要と考えます。	旭区
	30	子ども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合について	大阪市では、就学前児童に対するケアは保護者の養育義務の範疇とされ、就学前児童が居宅介護サービスを利用する場合、市との非定型協議を求められるため、非常にハードルが高い。	令和6年度 非定型協議ケース数：4件	子ども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合は、所管局と連携し、速やかに非定型協議を行っている。	大阪市独自のルールで福祉サービスがあえて使いにくい仕組みになっているため、非定型協議の撤廃を望む。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
地域移行・地域生活支援拠点等	31	入所施設・入院施設と地域との連携について	地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の場・機会」として、地域生活移行促進事業の対象者が拡充されているが、地域生活をイメージできていない当事者に対し、実際の地域支援の経験が乏しい入所施設や入院施設の職員がグループホームやヘルパー、相談支援専門員といった福祉サービスにつなごうとされることで、地域側の支援者が混乱することがある。	地域生活移行促進事業の依頼があり、ご本人に面談に行くと「施設を出ないといけないのか」「施設が自分を追い出そうとしている」などという言葉があり、地域生活移行促進事業の意味合いを本人が理解しておられないケースが多い。施設側もどういったことをやってくれるのか、できるのかを十分理解せずに依頼している場合もあり、受ける地域側が地域生活に向けての制度利用の説明をすることになり、本人にイメージを作ってもらえるまでにかなり時間も労力もかかっている。	現在、入所者等地域生活移行促進事業のケースを受けているが、本人や家族が施設から制度の利用を勧められていたが、詳細がわかっていなかったため、制度を利用するために何度も遠方まで足を運び、説明を行った。この間、かなり時間も労力もかかっている。施設と本人のコミュニケーションが足りていないのか、本来の目的を理解しきれずに制度を利用することになってしまっている。	施策を考えたり、施設等に事業を周知している市の担当者の方が地域生活の場（GHや一人暮らし等）の実際を見て頂いたり、地域の支援者との意見交換等を行う等、地域の実情や実務面を知る機会を持って頂きたい。地域と施設の状況を踏まえて、施設等に事業を周知してもらうことで、施設側が当事者に地域生活について具体的にイメージができるように説明できると考える。市には施設と地域の間の媒介役になってもらいたいと考えます。	地域生活をスタートしようと思う当事者が、思っていた生活と違った場合、それが失敗体験になり、ますます選択肢が狭まってしまうことになってしまうのではと考えられる。そのため、「体験の機会・場」を含む地域生活支援拠点等の整備、充実 は現場で起こる様々な問題を市が吸い上げ、担当機関との議論を積み重ねることが重要と考えます。	西淀川区
	32	地域生活支援拠点等の取組について	令和4年度から「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス等事業者の登録」の取組を大阪市として行っているが、令和7年6月13日現在で東成区の事業所が登録されていない。	登録事業所に求められる内容についてはすでに取り組んでいる事業所も多く、改めて「地域生活支援拠点等」を登録する必要性を感じられないこと、登録に必要な手続きが煩雑であること等から、登録申請に至っていない。	令和5年2月の自立支援協議会にて委員に対して説明をしており、令和5年度以降申請があれば対応することとしている。	登録することによるメリット（給付費の加算額等）を明示したうえで、手続きを簡素化し、登録しやすい仕組みづくりを構築する必要がある。	登録の仕組みづくりは市の施策であるため	東成区
支給決定等	33	区分認定の遅れに関する課題	・区分認定の更新勸奨が送付され、利用者が速やかに手続きを行っても、認定に時間がかかりすぎるため、有効期限が切れても区分が確定せず、新規の場合サービスが使えなかったり、更新の場合、以前のサービスがそのまま提供が継続されるケースが多い。 ・認定結果の遅れにより、相談支援事業所において継続モニタリングの廻り請求ができない問題が発生している。	・区分認定の遅れが常態化しており、本人の生活に影響を与えていることが問題視される。さらに、区分認定の進捗状況や見込みが明確にされず、区分変更の責任が専門員へ転嫁されるケースがある。例えば、事業所が区役所へ問い合わせを行うと「計画が出ていない」と対応されることがあり、専門員がその調整に追われる状況が発生している。また、受給者証が届かないため区役所へ問い合わせをすると基幹センターへつなげられ、対応に困るケースが見受けられる。 ・継続モニタリングの廻り請求ができない問題について、他の福祉サービス事業所では廻り請求が可能のため、対応の公平性に課題がある。	区分認定が遅れている状況や区分が下がる可能性がある場合は、引き続き、本人や相談支援専門員との連携を行う。	審査会の開催頻度を増やすことで区分が確定するまでの期間を短縮させるなど、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	区分の確定や支給決定の遅れに伴う利用者及び事業所の不利益を解消するため、審査会の開催頻度、サービス料の請求に係るルールなどについて改善を図る必要があると考える。	生野区
	34	「あんしんさぼーと」の緊急利用が必要なケースについて	当区のあんしんさぼーと事業について、人員不足のため昨年度は新規利用までに2年待ちの状態と言われ、今年度、少し改善されたもののまだ1年待ちの状態である。現在、あんしんさぼーとや成年後見の利用までの間にサポートできる仕組みがないことから、直ちに金銭管理の支援が必要なケースでは、あんさぼ等の利用開始に至るまでの間、誰が支援するかが課題となっている。	親の死亡や施設入所・長期入院、あるいは当事者の親元からの自立、入所施設や精神科病院、矯正施設からの地域移行など緊急に金銭管理の支援が必要となるケースでは、あんしんさぼーとや成年後見を利用するまでの間、関わっている相談支援やヘルパー事業所等の支援者が、やむを得ずボランティアで金銭預かり、金銭管理のサポートをせざるを得ない状況にあり、利用者にも不便を来している実態もある。	あんさぼの利用開始まで時間がかかり過ぎる問題について、当区では地域包括支援センター等、高齢者支援の分野からも問題提起されており、あんさぼ実施事業者である区社協と解決に向けて意見交換等も行われているが、支援員の人員確保が進まずなかなか解決できない状況にある。あんさぼ支援員の充足状況は区によって違いがあるようだが、人員数が厳しい所では区社協の努力だけでは問題解決できない。	局と市社協で解決策について協議し、あんさぼ支援員が不足している区などでは、以下の対応を可能とする仕組みを作り、全区社協に示して頂きたい。 ①親の死亡や入所、長期入院、あるいは親元からの自立、施設や触法ケースの地域移行など、緊急に金銭管理の支援が必要となるケースについては、「緊急利用優先枠」を設けて優先的に対応することを可能とすること。 ②支援員が不足している区では、近隣区とあんさぼ支援員を融通しあって派遣する「ブロック単位での対応」を可能とすること。 ③どの区においても、支援員の必要人員の確保を進められるよう、市からの補助額のアップ等財政的な支援策を検討すること。	現在、あんさぼ支援員の充足状況は区によっても違いがあるが、福祉業界の人手不足は顕著であることから、今後どの区でも問題が発生することが予想される。各区社協の努力だけではなかなか問題解決できないことから、どの区においても速やかなあんさぼの利用が可能となるよう、市域全体の課題として検討いただきたい。	住吉区

令和 7 年度 各区地域自立支援協議会から報告のあった課題

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題認識	現状の詳細	区における取組状況	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
支給決定等	35	障がい児福祉サービス利用にかかる受給者証の発行について	保護者が子の児童発達支援等を利用するのに診断書等を取得しようとしても、こども相談センターや医療機関の予約は数か月先で、予約そのものが取れない場合も多い。社会資源が豊かになり、利用者の選択肢が増えても受給者証の発行に時間を要する現状がある。	令和7年4月～6月 障がい児福祉サービス新規申請数：80件	保護者から相談があれば、必要に応じて医療機関等を案内している。	区役所に医師を巡回させて診断するなど、保護者のニーズに応えられる体制を整えてほしい。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
報酬算定等	36	グループホームにおける入院時の支援が困難	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートの制度があるが、病院や状況により付き添いが出来ない場合がある。	報酬単価が低く1日4時間半までしか報酬が出ないことから付き添いが必要な人などのニーズに十分応えられないこととなり、自費での対応が必要になってくる場合がある。	入院時の支援制度全体の見直しや処遇改善が必要であると考えため、実情を踏まえ改善に向け課題を局へ伝える。	入院時の支援が十分に提供されることで、障がい者が安心して医療を受けることができる。支援の必要性を認識することが重要であり、支援の充実によって、共生社会の実現が期待されることから、制度の改善も含め、適切な支援が求められる。	報酬単価の低いことで、支援の持続性が危ぶまれ、グループホームの運営が困難になっている。結果として、利用者が安心して医療を受ける機会が制限されている。国や大阪府とも協議し、入院時の支援の制度全体の見直しや処遇改善を検討する必要があると考える。	生野区
	37	地域移行を推進するための取り組みについて ～指定一般事業所の増加/請求条件に関する配慮事項の検討～	社会的入院の解消や、地域移行を推進していくにあたり、指定一般事業所の指定を受けている事業所において、地域移行支援などの実績が少ない背景や要因分析が必要。実感として、指定特定事業所も不足しており、少数体制での運営も多く、日々の業務を全うするだけでも精一杯という状況もあるだろう。月2回の訪問設定もやっとの想いで調整する状況もある。事業所側のいかんともしがたい事由により、月2回の対面による面会ができなかった場合、報酬は0円となり、当月内の実働に対する手当は完全無報酬となる。こうした状況は、事業所側の意欲も削ぎ、地域移行支援を担う事業所が減少していくことにもなりえる。ひいては、支援を必要とする人にとっての不利益となる。	遠方にある精神科病院などへの移動だけでも相当の時間を要する。利用者も長期入院の影響による意欲低下や、気持ちや病状の揺れを抱えながら、事業所は長期介入を前提とした退院支援を行う。これらの状況のなかで、報酬算定の条件となる月2回の面談日時を調整し、業務調整を行っていても、本人の病状如何によって、医療判断により面会中止という事態が生じることがある。月末に面談などを設定していた場合、他の予定もあるなかで、長時間の時間確保を調整することは簡単なことではない。	区レベルでは、対応できる案件ではない。	実際に地域移行支援事業者が精神科病院まで本人に会いに行って、本人の体調の都合や医師の判断で会えなかった場合、病院職員・看護師等から本人の現在の状況等を把握した場合は、報酬が担保されるよう市で柔軟な解釈をして頂きたい。入所施設や矯正施設等でも本人事由で会えないことは当然あり、他の自治体では柔軟に報酬算定されているとも聞く。直接面談できなかったからと言って報酬算定できないなら、どの事業所も地域移行に取り組むことなどできないことから、市で運用を見直し、必要なら国に対しても算定が可能であることを明確化するよう働きかけて頂きたい。	市としては地域移行を増やしていかなければならないこともあり、こういった支援実態を個別ケースとして把握した上で、今後も地域移行支援において同様のケースが生じること踏まえて、柔軟に判断いただくことが重要であるため。	住吉区
	38	放課後等デイサービスの就学条件の廃止について	放課後等デイサービスは「就学」がサービス利用の条件となっており、万が一、高校を退学すれば児童発達支援としての利用はできるが、事業所として「放デイ」「児童発達支援」双方の指定がなければ、当該児童は通いながれた居場所（高校、放デイ）を同時に失うことになる。	実態が把握できない。	特になし	障がい児支援の充実に向け、大阪市として放デイの就学条件の廃止を国に求めていく。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
その他	39	いわゆる「福祉ホーム」への対応について	以前から高齢者・障がい者問わず入居可能なホームがあったが、最近区内においても数カ所開設している。介護保険ではサービス時間が足りないとのことで、入居高齢者の障がい福祉サービス申請が増えているが、本当に本人の意向によるものか、生活実態がわからないため、入居者の権利擁護の観点からも区全体で見守っていくことが必要と考える。	先日、あるホームから介護保険ではサービス時間が足りないとのことで、入居高齢者の障がい福祉サービス申請が多数上がってきた。相談員が計画相談として面談したところ、本当に本人の意向によるものか、事業所がサービス量を増やしたいためにやっているのかわからなかった。	居宅介護やケアマネ等を当該ホームの関連事業所で行っていることもあるので、区としては、少人数ずつ複数の指定相談支援事業所に担当してもらい、複眼で対応し、基幹相談支援センターとしても後方支援を行うこととしている。	担当者会議等を合同で開催する、状況は随時自立支援協議会にて報告してもらうなど、地域自立支援協議会全体で状況を把握していく。しかし関連事業所が区外にある場合、区単位では状況把握には限界があるため、市として現状を把握し、適切な対応が必要ではないかと考えます。	共同生活援助（GH）や障がい者支援施設（入所）でもなく、また介護保険制度における施設・居住系でもないの、集団指導や実地指導の対象にはならないと思われる。区としても左記の通り、できるだけ対応はやるのだが、限界があると考え。運営面や体制、入居者の権利擁護等含め、大阪市として、どのように対応するのか、お聞きしたい。	西淀川区
	40	指定障がい福祉サービス事業所等の情報更新について	福祉局で毎月更新している事業所情報は、実態として事業を廃止していても事業者から廃止届が提出されなければ掲載されたままである。	—	自立支援協議会の各種勉強会等の案内文を送付した際など、連絡がつかない事業所情報を区役所独自に随時更新している。	事業所を探している市民も拝見する情報であるため、区役所や基幹相談支援センターからの情報提供を元に実態調査し、廃止していると判断した事業所は掲載を取りやめるなど、迅速な情報更新に努めてほしい。	区単位で解決できない課題であるため。	東住吉区
	41	大阪市における講師料について	自立支援協議会で研修会を開催する際、大阪市の講師謝礼（報償金）の対象となる場合は支給されるが、基本の金額が4,300-7,100円/時となっているため、特に医者や弁護士等については、依頼を受けていただける講師が限られてしまう。	最も高い教授クラスでも2時間で14,200円＋交通費が最大であり、自立支援協議会としてもそれを限度に受けていただくことを承諾いただいている。	区においては講師の略歴などを基に、適切な講師料がでるよう報償金の基準で検討いただいている。	行政、民間の各支援者において、それぞれの質を高めるための研修は重要であり、講師も幅広く招聘できるように、報償金の基準額を見直す。	協議会だけでなく大阪市各地域で実施される研修会は知的財産であり、大阪市全体のスキルアップのためにも全体の基準を見直し、各地域自立支援協議会の活性化にバックアップをいただきたいため。	住吉区